

Title	上野利三君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.9 (1995. 9) ,p.222- 230
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950928-0222

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

副査 慶應義塾大学法学部教授 堀江 湛
 法学研究科委員
 副査 清和大学法学部教授 利光三津夫
 法学博士

上野利三君学位請求論文審査報告

上野利三君が提出した論文「明治初期騒擾事件と政府の対応に関する研究」の構成は以下の通りである。

序

第一部 明治初年「宗教一揆」と政府の対応に関する対応

第一章 明治初年騒擾事件研究の現状と問題点

——特に「宗教一揆」と目される暴動三件に

ついて——

第一節 はしがき

第二節 明治四年三河大浜の騒擾

第三節 明治五年越後地方における土寇蜂起

第四節 明治六年越前大野・今立・坂井三郡の暴動

第五節 結語

第二章 新潟県大津分水騒動（明治五年）と政府の対応

第一節 はしがき

第二節 騒動の経過

第一項 川崎九郎次一派の暴動事件

第二項 渡辺悌輔一派の暴動事件

第三節 騒動関係者の捜索、逮捕、裁判

第四節 結語

第三章 大天津分水騒動の司法的処理過程・補説

第一節 はしがき

第二節 裁判の推移（刑の言渡まで）

第三節 刑の執行日

第四節 結語

第四章 大天津分水騒動の展開に関する一資料について

——新発田市立図書館所蔵「百姓共暴動一件聞

合頭書」をめぐって——

第一節 はしがき

第二節 本書の体裁及び全文

第三節 本書の筆録時期

第四節 本書の特色

第五節 結語

付章一 大天津分水騒動関係史料

——地方文書を中心に——

付章二 大天津分水騒動に関する裁判史料

第五章 敦賀県騒擾（明治六年）と政府の対応

第一節 はしがき

第二節 敦賀県騒擾の概況

第三節 敦賀県騒擾の裁判

第四節 結語

第六章 敦賀県騒擾関係者の研究

——石丸八郎の伝について——

第一節 はしがき

第二節 従来の研究と碑文発見の経緯

第三節 碑文の体裁とその全文

第四節 石丸八郎の略伝

第五節 結びにかえて

第二部 伊勢暴動事件と政府の対応に関する研究

第七章 伊勢暴動事件（明治九年）と政府の対応

——暴動関係者の鎮撫、逮捕、審理を中心に——

第一節 はしがき

第二節 暴動の鎮撫体制

第三節 暴動関係者の逮捕、護送

第四節 暴動関係者の審理

第五節 結語

第八章 伊勢暴動事件の展開に関する一資料について

第一節 はしがき

第二節 本書の体裁 附「草案」全文

第三節 本書の記事内容の検討

第四節 本書の記主

第五節 本書の伝来

第六節 結語

第九章 伊勢暴動における刑種別人員とその関係地域

第一節 はしがき

第二節 郡村毎の刑種別人員一覧表

——三重県を中心とした——

第三節 結びにかえて

第三部 騒擾事件と即決処分の研究

第十章 敦賀県騒擾裁判をめぐる大蔵省と司法省の紛糾問題

第一節 はしがき

第二節 紛糾の発端

第三節 紛糾の経過

第四節 紛糾の収束——結びにかえて——

第十一章 明治六年敦賀県騒擾裁判以前における即決処分

指令について

——司法権をめぐる司法省と大蔵省の相克の

側面——

第一節 はしがき

第二節 「辛未十月の公布」による即決処分指令

(a) 四年十月高松県への指令

(b) 四年十月九日広島県への指令

(c) 四年十月布告による高知県での処刑

第三節 「四年十一月豊岡県へノ御指令等ニ慣習施行」

の即決処分指令

(d) 四年十一月二十七日豊岡県への指令

(e) 四年十二月十二日飾磨県への指令

(f) 五年二月十三日岩手県への指令

(g) 五年六月新潟県への指令

(h) 五年八月山梨県への指令

(i) 五年十一月四日石川県への指令

(j) 六年一月十二日大分県への指令

第四章 結語

第十二章付論 生野県暴動事件の一考察

——明治四年十一月豊岡県への即決処分指令に係る裁判研究の前提として——

第一節 はしがき

第二節 事前謀議の有無

第三節 暴動の発生

第四節 官員の殺害

第五節 鉾山支庁焼打ち

第六節 結びにかえて

終章 ——展望と課題——

該論文は、明治政府の揺籠期に各地で発生した騒擾事件の司法的処理を詳細に考察したものである。そのことにより、新政府が、割拠していた地方を統一していく政治過程をも解明している。

明治新政府はその政権基盤を確立するために、中央権力機構の形成・整備のみならず、全国各地の幕藩的封建組織を中央集

権的な体制へ再編するという課題に取り組まなければならなかった。しかもその作業は短時間内に性急かつ果敢に推し進める必要があった。そのため、政府の意図を汲み取れない地方においては、あいついで打ち出される諸政策に対して戸惑いや不平不満から反政府的な気運が生じ、嘆願、強訴、暴動、武装蜂起等となって現われた。政府は地方官をしてこれらを鎮撫せしめたが、中央集権体制が未確立の時代であるため、司法的処理を担当する省に混乱があった。あるいはまた、明治政府は明治三年末に新律綱領を發布し、それに基づく刑の処決を求めたのであるが、地方によっては幕府法、藩法により苛酷、即決の刑が行われることが少なくなく、ここにおいても混乱があった。上野君は、かかる明治初期における司法的処理の諸混乱が、やがて整備されていく過程を究明することと併せてそこに中央政府が地方を取り込むことにより中央集権体制を確立していく過程を考察している。いずれにしても肝心なことは騒擾事件の過程を能うる限り一次的資料に基づき詳細に把握することである。上野君はかかる点の究明のため資料の博搜に驚異的執念を傾注している。以上の処点を念頭に、上野論文の要点紹介と業績評価へ移る。

第一部「明治初年『宗教一揆』と政府の対応」は六章からなる。そこにおいて考察される対象は明治四、五、六の各年に三河、越後、越前地方で発生した著名な大規模騒擾事件である。

これらの騒擾は神仏分離令による廃仏毀釈が、僧侶、門徒衆に衝撃を与え、その不安がもとで発生した騒擾事件とされるものである。つまり宗教一揆とされるものである。上野君はこれらの事件の実態をあたうる限り克明に追及した上で、これらの事件の司法的処理過程及び結末を解明している。

第一章「明治初年騒擾事件研究の現状と問題点——特に『宗教一揆』と目される暴動三件について——」は、前期三大騒擾事件に関する先行研究の現状とその問題点の指摘である。該章において重要な点は、三事件に関する研究業績は数多いが、「新史料の涉猟、発掘という面が、意外と疎かにされ(中略)理論づけを急ぐ余り、同じような史料を用いながら異なった評価を下そうとする傾向のものが間々見られ、肝心の騒擾そのものの真相を(中略)詳細かつ正確に追究していこうとするものが余りに数少」とか、あるいは各研究者達が相互にそれまで積み上げてきた研究成果を「十分に吸収し活用してこなかったことは、著作数の多い割に、この暴動事件の真相が著しく立ち後れてきた原因の一つ」と指摘している。上野君のかくも断乎たる指摘は、上野君自身が先行研究を十分に吸収、活用し、新史料の発掘に渾身の精力を注ぐことによって、現時点においては騒擾とその司法的処理の真相究明という点で先行研究を超えたとするひそかな自負から発するものであろう。

第二章、第三章、第四章並びに付章一、付章二は明治五年四月、新潟県大河津分水騒擾に関する研究である。上野君はこ

において次の諸点を明白にした。

1 通説では大河津分水騒擾は、先述のごとく、「三大宗教一揆」の一つといわれているが、これを宗教一揆とすることは困難であると論決する。仏教史研究の秦斗辻善之助博士は、新潟県の信濃川分水問題にからみ、数万の農民を巻き込んだ該騒擾につき、三河、越前の騒擾と共に「廃仏に対する反抗運動」と性格づけた。それ以来、宗教一揆研究者は辻説を踏襲している。上野君は、辻博士が該事件を宗教一揆とするに当り、一般的には斯界に権威をもつ『明治維新神仏分離史料』ではあるが、その中の、たまたま唯一片の、それも極めて信頼性の乏しい出所不明のものに全面的に依拠していることに疑問を抱いた。あわせて上野君は辻説以降の諸研究が、辻説を踏襲するのみで、根本史料の真偽性を吟味しないことは史学上の鉄則からしても甚だ危険であるとし、自ら事件の全貌を克明に追究するという大作業に身を挺した。その結果、該騒擾は宗教一揆の要素をいずれも全く有さないもので、それらは政治的反抗運動であると断定した。

2 大河津分水騒擾は二個の騒擾から成るものであったが、上野君は両派の関係者の間には共同謀議は存在しなかったとする。該騒擾は、(1)川崎九郎次一派による工事反対の強訴事件と、(2)旧会津藩士渡辺悌輔を盟主とし、農民達を利用して幕府復興を図る反政府暴動からなっていた。いずれも、いわれてきたような宗教一揆とは無縁であって政治的事件である。両派の首謀

者の間に、なんらかの連絡ないし接触があって事前に準備・計画されていたかどうかという点については未解決であった。上野君は先行研究を綜合し、加うるに新史料による動かぬ証拠により、二派脈絡して事を起したものでないことを明らかにした。

3 該騒擾に対する司法的処理は中央政権の指導により混乱がなく進行したことを明らかにした。当時の新潟は人口も多く、よく繁栄し、国際港をかかえ、外国人居留者が多い等の諸要素を持つ重要な県であった。このため、事を敏速かつ円滑に処理する必要がある。政府は外務省高級官僚楠本正隆を県令に任命した。楠本は政府の意を体して、司法省との連絡を密にし、その任をよく達成した。上野君は明治初期において中央政権の意向が地方に正確に反映された例として該事件の司法的処理を特筆するのである。

上野君の大河津事件に関する五個の章からなる研究のポイントは以上の通りである。いずれも先行研究を著しく超えるものである。上野君が、かかる成果を挙げ得たのは手塚豊博士の言われるように「博引旁証——些少の郷土史文献までこのように広く渉猟した研究は、比類がなからう——さらに新しく発掘された史料をそれに加え、事件の全貌を画き出し」たところから生まれたものである。手塚博士は上野君の労作は該騒擾の研究において「正に画期的意義」をもつものと評価されたが、今後、該騒擾の研究者は、上野君の研究を抜きにして一步も前進できないであらう。

第五章及び第六章は明治六年春、敦賀県大野、今立、坂井三郡にまたがる大規模騒擾事件に関する研究である。大野郡における暴徒は三万人を超え、処罰者総数八千五百名であった。今立郡の暴徒二万余、坂井郡の暴徒も一万人を超える日が続くという大騒擾である。上野君はこの三郡にわたる大規模騒擾とその司法的処理を徹底的に究明し、つぎの結論を得た。

1 三郡にわたる多数の農民を巻き込んだ騒擾であるが、それらの騒擾は個々別々の原因によって発生したものであるとする。先行研究の大多数は十日間という短期間に、隣接する三郡において真宗門徒の農民をかり立てた騒擾であることから、これらの間に「統一戦線」がしかれ、彼等がいっせいに「明治絶對主義政権」官僚専制支配下に対する反対運動を「目指した」ものであるとする。しかし上野君は、各郡の騒擾はそれぞれ全く異なった事情、動機から惹起したものであり、したがって三郡の騒擾指導者の間には緊密な結合、蜂起のための盟約がなから存在しなかつたとし、とりわけ今立、坂井両郡の騒擾は偶発的、突発的なものであったことを明らかにした。

2 該事件の司法的処理に当っては、首謀者の処断が大蔵省の出した即決処分指令に基づいて行われ、本来の主管である司法省がこの裁判に関与したのは、その後の従犯者の処罰からであり、その処理に混乱があつたことを明らかにした。そもそも明治四年に司法省が設置されたことは、同省が全国の裁判機構の頂点に立ち、司法権を行使し得た筈であるが、騒擾事件に際

しては大蔵省が地方官に即決処分を指令する場合があつた。該事件に際しても、大蔵省は地方官に即決処分指令を出し、ここに司法権の所在をめぐる大蔵省と司法省との紛争が生じた。大蔵省が出した即決処分指令は、司法省の権限を著しく侵すものであつたと上野君は主張する。該事件の法的処理に立入つた先行研究は無く、上野君の研究をもって嚆矢とするものである。

第二部「伊勢暴動事件と政府の対応に関する研究」は、伊勢騒擾に関する研究三篇からなる。明治九年十二月、三重県飯野郡において地租改正軽減問題を発端に農民騒擾が起り、それは僅か数日にしてほぼ全県内に拡大し、隣県の愛知、岐阜、堺（元奈良県域）等にも波及した。日本農民騒擾史上最大規模のものである。上野君は、該事件に対して、これまでの研究ではほとんど閉却されてきた法制史的観点から考察を加えている。すなわち近代的な警察、裁判機構が未整備であつたこの当時、微力な地方の政庁（県庁）、裁判所の十二万人を超える事件関係者に対する司法的処理に研究の焦点を置いてゐる。その結果、上野君は第七章を費し次の諸点を明らかにした。

1 政府の事件への対応は素早く、事件の約二週間後に地租の軽減の詔を下し、それと共に内務省は司法的処理の基本方針として「大荒目」の裁判をして事件処理を早く切り上げるよう地方官に指示した。

2 三重県当局は手ぎわよく、十五名から成る鎮撫掛を特に設置し、騒擾関係者の搜索、逮捕を主務とする警察組織の再編

から、鎮撫探偵捕縛封、裁判のための審理掛等を設置したことを解明した。その上で各機関において業務を遂行する人物を明らかにし、暴動関係者の鎮撫、逮捕、審理の内容を詳細に追究している。

3 県庁の一般事務吏員多数に検事の職務を遂行させ、異常なまでに粗略、簡便のうちに裁判を終了する。例えば審理係が設置されてから僅か二十日余りの間に、五千二百名の被疑者の審理を行い、弾告したが、かかるスピーディーな審理、弾告は「明治期の暴動事件では他に例を見ない」とし、今後の伊勢騷擾裁判研究におけるひとつのテーマは、誤審、誤判の側面からの考察にあるのではないかと予測する。なお、上野君は、かくも異常なほどに短期間に裁判が行われた背景として、二月に勃発する西南戦争のため風雲急を告げていたことをあげる。すなわち、政府としては三重県での暴動事件の処理を早く切り上げ、西郷蜂起に対処する態勢を整える必要があったからであろうと推論する。そうだとすると該事件は、政府の政治的判断が裁判のあり方そのものを大きく変えた顕著な一例になる。いずれにしても伊勢大騷擾事件に対する上野君の司法的処理の法制史的視点からの分析は前人未踏の業績である。

第八章は伊勢騷擾に関して伊勢神宮関係の新出資料を紹介し、これが比較的史料の乏しい南伊勢方面の騷擾の実態を実証する証拠能力に優れていることを論じたものである。第九章は伊勢騷擾における処罰者の刑種別人員とその所属する郡村名を究明

したものである。その結果、上野君は処罰された者九、二一七名の居住地(郡村)名を明らかにした。困苦を厭わぬ上野君の研究姿勢がこの論稿にも鋭く示されている。

第三部「騷擾事件と即決処分の研究」は三章からなる。騷擾事件においては大蔵省から即決処分指令が出て、司法省との間に司法権をめぐるトラブルがあったことは既述の敦賀県騷擾の中で明らかにしたところである。該章は騷擾事件と即決処分との関係をめぐる司法省と大蔵省との間の司法権をめぐる権限論争を改めて考察したものである。

上野君はまず、敦賀県騷擾裁判のケースから考察を始める。明治四年七月の司法省設置の時点で、同省は司法権を専有し得たはずであるが、府県においては裁判権を管掌する地方官を監督していた大蔵省が、地方官に首謀者の即決処分を指令する場合があった。敦賀県騷擾事件の際も大蔵省は明治五年八月の山梨県、同六年一月の大分県の前例に従い指令したと主張した。つまり「従来の慣行」に照らして大蔵省の指令は正当であった。しかし上野君は、両県に対する即決処分の実施は正院により阻止されており、大蔵省の主張には無理があったという。そうであるにもかかわらず、敦賀県騷擾裁判をめぐる司法、大蔵両省の紛争は正院の判定により大蔵省の勝利に帰した。その結果、司法省がそれまで果敢に推進してきた欧米型の近代司法制度構築の企図、就中、府県裁判の設置を通して地方官から裁判権を接収し、司法省の下に全国統一的司法権を集中しようと

するもくろみは当面大きく後退を余儀なくされたという。

次いで上野君は敦賀県騒擾裁判以前における即決処分指令の実態の考察をすすめる。大蔵省が主張した「従来の慣行」が事実上正当であるか否かを改めて厳正に検証するためである。確かに敦賀県騒擾裁判以前に、廃藩置県の政策遂行を阻害する地方の暴動事件の拡散を抑え込むため、正院は死刑に至るすべての裁判を地方官に委任していたことがある。あるいはまた死刑即決を地方官に委ねた偽造宝貨律がある。しかしながらこれらの地方官への委任は正院より指令されたものであって大蔵省の指令により行われたものではない。前述の通り、山梨、大分等の騒擾に対する大蔵省の即決処分指令は正院により阻止されていた。したがって大蔵省の主張は「従来の慣行」として正当化できぬものであった、とする。

上野君はここで司法、大蔵の両省より指令が出る原因を追究する。その結果、明治初期においては司法省管轄下の府県裁判所は極めて少数であることもあって司法事務は県庁の聴訟課で行われていた。そのため各府県において裁判権を管掌する地方官を監督する大蔵省が、時として地方官に刑事裁判に係る指令を出すことがあった。しかし、大蔵省に即決処分権を行使する権限が存在することを明文化したものはない。

明治四年の生野原騒擾事件に関する考察は事件の概要を詳述したものである。司法的処理過程において、即決処分指令が正院より下されたことにより、該事件裁判が辿る推移を論及する

前提までを考察している。

以上、上野論文を紹介した。最後に上野論文を総括する。上野君から提出された論文は明治初年の農民騒擾事件をめぐる司法的処理の研究である。当時、中央政権はまだ確立されておらず、したがって司法・裁判制度もいたって不備な状態であった。大規模な農民騒擾事件が惹起すれば、その不備、脆弱さは一層露わになった。上野君は敦賀県騒擾における大蔵省・司法省間の司法権の権限をめぐる紛争や伊勢騒擾における異常なまでに粗略、スピーディーな裁判等の中に当時の司法・裁判制度の未熟さを考察した。

司法・裁判制度の未整備は騒擾事件の緩急により当局の司法的処理に変化をもたらすこともあった。新潟の大騒擾に対しては、同地が重要な地方でもあるということの配慮もあって有能な高級官僚を地方官に赴任させ、中央との密なる連絡の下、事に当らせた。あるいは薩摩の蜂起が予想された中での伊勢騒擾に対しては「大荒目」の裁判が行われた。はたまた各所の大騒擾における主謀者には極刑を科したが、末端の雷同者には無罪もしくは軽罪にするという工夫があった。政治と司法的処分との関係を豊富な史料により実証して説得的である。

かくて、上野君の研究態度は先行研究の論拠を徹底して点検し、納得できるものは新史料で強くこれを支持し、承服できない説には、それがたとえ大家のものであろうとも新史料により

根底から突き崩すことを躊躇しない。手塚豊博士が、上野君の大河津分水騒動の研究を、正に画期的意義を持つものと評したことはすでに紹介したが、同博士はまた大野騒擾の研究についても、この方面の研究に「大きな転機をもたらす画期的な論考」といい、即決処分指令に関する研究により「司法権をめぐる司法省と大蔵省の抗争の実態が明らかになりつつある」としその先駆的業績をたたえることを惜しまなかった。かかる手塚博士の評価は上野君の業績が水準以上であることを評価したものである。

われわれは上野君の論文が、即決処分指令研究及び伊勢騒擾事件の司法的処理に関する法制史的分析において前人未踏の境地を開拓したこと、大河津分水騒擾事件の宗教一揆説及び敦賀県騒擾事件の統一戦線論への確かな批判、加うるに各騒擾事件についての詳細を極めた研究は先行研究を飛躍的に発展せしめた等々の諸業績は頗る大なるものと認め、ここに本論文が博士(法学)(慶應義塾大学)(論文博士)の学位を授与するに十分と認めるものである。

平成七年二月二十七日

副査
慶應義塾大学名誉教授
利光三津夫

主査
慶應義塾大学法学部教授
中村 勝範
法学研究科委員法学博士

副査
慶應義塾大学法学部教授
堀江 湛
法学研究科委員